

# 補論 3

## 電子商取引

### 1. 電子商取引に関する主要論点

WTO では、電子商取引について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いこと等から、WTO 協定との関係について議論が進められている。WTO における電子商取引に関する議論において、具体的に検討の対象となっている主な論点は以下のとおりである<sup>1</sup>。

#### (1) デジタルコンテンツの協定上の取り扱い

電子商取引は、財、サービスの流通構造に大きな変革をもたらしてきたが、この商形態を WTO 協定上どう取り扱うかについての決着はついていない。

まず、いわゆるデジタルコンテンツの分類問題が議論されてきている。デジタルコンテンツを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かという分類いかんにより、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

本件について EU は、デジタルコンテンツの提供はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を規律する GATS が適用されるべきであり、提供の手段が、例えば放送サービスによる場合と電子商

取引による場合とで差を設けるべきではない（技術中立性を保つべき）と主張している。

我が国の立場は、デジタルコンテンツがキャリアメディアに記録されて越境取引される場合に GATT の規律対象になるケースにおいては、同様のデジタルコンテンツが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、GATT に適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇の原則が適用されることが不可欠であるというものである。米国も同様に、デジタルコンテンツに適用される規律は、GATT か GATS かという狭い議論ではなく、電子商取引の発展という目的に適用することが重要であり、現在与えられている市場アクセスの程度を後退させるような決定を行うべきではないと主張している。このような観点からは、EU の「電子商取引に GATS の規律のみを適用すべき」との主張は、GATS の 155 分類のサービス分類中、特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関する留保を、電子商取引に適用することを狙うものではないかとの懸念を有している。デジタルコンテンツの概念についてはなお整理が必要であるが、電子商取引の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇等の WTO の基本原則の適用が最大限確保されるべきである。

<sup>1</sup> EPA における電子商取引章含めた電子商取引全般のルールについては第 III 部 7 章電子商取引の項参照

## (2) 電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM 等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量（通信ログ等により算出）に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、電子商取引の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、1998年の第2回WTO閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議(1999年)

まで電子送信 (electronic transmission) に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する (関税不賦課のモラトリアム)」旨記載された(なお、物品の配送が物理的に行われる場合には、通常の取引同様関税賦課の対象となる)。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、1999年の第3回WTO閣僚会議が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、2001年11月のカタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において、第5回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、2003年9月のカンクンでの第5回閣僚会議が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、2004年7月末の一般理事会合意により2005年末の香港閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。その後、第6回WTO香港閣僚会議(2005年12月)、第7回閣僚会議(2009年12月)、第8回閣僚会議(2011年12月)、第9回閣僚会議(2013年12月)、第10回閣僚会議(2015年12月)においても、次回閣僚会議までのモラトリアムの継続が決定された。

### 参 考

### 電子的に配信されたサービスに対する付加価値税 (VAT : Value Added Tax)

インターネット等を通じて国外事業者からデジタルコンテンツ等のサービス提供を電子的に受ける場合、当該サービス提供に関する付加価値税 (Value Added Tax、以下「VAT」) が課されないとする、国内事業者から同様の電子的サービス提供を受ける場合に VAT が課されることに照らして、国内外の事業者間の競争条件にゆがみが生じることとなる。この点について OECD 租税委員会は、1998年にオタワ電子商取引会議において、越境取引に関しては消費が行われた国による VAT 課税に服すべき旨の基本的枠組みを発表し、これを踏まえた勧告を2003年に公表している。

EUでは、理事会指令(2006/112/EC)の下、EU域外の事業者とEU域内の消費者との間でデジタルコンテンツの取引が行われる場合、域外事業者は消費者の移住地に従ってVATを価格に上乗せし、登録した国に納税することとされている。域外事業者は、サービス提供を行う全ての加盟国でVAT登録を実施し、各国でVATの申告納税を行うこともできるが、VAT登録した加盟国1か国を通じて各加盟国に納税を行うMOSS(ミニ・ワン・ストップ・ショップ)制度を利用することができる。

日本では、インターネット等を通じたサービスが国内事業者から提供される場合には消費税が課される一方、国外事業者から提供される場合には不課税とされる状況にあったが、2015年10月に施行された消費税法改正により、後者についても日本の消費税が課されることとなった。日本国内の消費者に対してインターネット等を通じたサービス提供を行う国外事業者は、日本の税務署に消費税の申告納税を行うこととされている。

### (3) 財政的インプリケーション (Fiscal implications of ecommerce)

電子商取引には、生産・消費がなされた場所の把握が困難であり、伝統的な国家の徴税管轄の概念と実態とをどう調和させるかという問題がある。特に開発途上国からは、電子商取引の発展により、

課税面での国家の歳入が減少するのではないかと懸念が表明されている。開発途上国の理解を得るためにも、電子商取引の振興を図ることによって国家経済全体に与えるプラスの効果と、課税面で国家の歳入に与えるマイナスの影響等につき更なる検討が必要である。

## 2. WTO における検討の経緯

WTO における電子商取引に関する検討の経緯をまとめると以下のとおりである。

### (1) 第2回 WTO 閣僚会議における作業計画策定の決定 (1998年5月)

1998年5月にジュネーブで行われた第2回 WTO 閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定されるとともに、電子送信に対する関税不賦課原則について合意がなされた。

### (2) 作業計画の策定と下部機関における検討 (1998年10月～1999年7月)

ジュネーブでの閣僚宣言を踏まえて1998年10月に電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会の4下部機関における検討が1999年7月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

### (3) 電子商取引作業計画の中断と再開 (1999年12月～2000年12月)

1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連

セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、シアトル閣僚会議から約半年後の2000年7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡る WTO 上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引が WTO 上の規律に与える様々な影響(モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響)を幅広く理解するために、電子商取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001年6月に電子商取引特別会合(dedicated discussion on e-commerce)を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

### (4) 第4回 WTO ドーハ閣僚会議 (2001年11月)

第4回 WTO 閣僚会議において、第5回閣僚会議までの関税不賦課のモラトリアムについて合意がなされるとともに、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み(institutional arrangements)を作ることを検討すること、そして第5回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

### (5) ドーハ閣僚会議以降の動き

ドーハ以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下の電子商取引特別会合を中心に行われた。第2回会合(2002年5月)以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。我が国からも開発に関して IT 協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。その他、2002年4月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則(自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等)について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

2004年7月のWTO一般理事会では、2003年9月に第5回WTOカンクン閣僚会議で合意される予定であった関税不賦課のモラトリアムについて、第6回WTO閣僚会議まで延長することが決まった。

### (6) 第6回WTO香港閣僚会議 (2005年12月)

第6回WTO閣僚会議において、次回閣僚会議までの間、電子送信に対して関税を課さない現在の慣行を維持することが宣言された。また、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

### (7) 第7回WTOジュネーブ閣僚会議 (2009年12月)

香港閣僚会議以後、WTOの定例閣僚会議が開催されていなかったため、関税不賦課のモラトリアムはその後も継続されていたが、2009年の閣僚会議時には、主にキューバが、途上国が電子商取

引の恩恵を十分に受けていないと主張、いたずらにモラトリアムを継続することに反対した。一方で、途上国の中にはモラトリアムの恩恵を受けているとし、モラトリアム延長を推進する加盟国も存在したことから、当面は2011年に開催される次回閣僚会合までモラトリアムを延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、作業を精力的に再活性化させること、一般理事会が作業計画の進捗の定期的レビューを行うこと、作業計画は基本的なWTOの原則や電子的に送信されたソフトウェアの貿易上の取り扱いに関する議論を含むこと等が合意された。

### (8) 第8回WTOジュネーブ閣僚会議 (2011年12月)

第8回WTO閣僚会議において、関税不賦課のモラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、インターネットのアクセス性の向上の観点から、開発途上国、とりわけ後発開発途上国に対する特別の配慮をもって作業計画の再活性化を継続させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについても調査すること、一般理事会が作業計画の進捗状況を評価し、次回閣僚会議における何らかの勧告について検討するための定期的レビューを行うこと(2012年7月及び12月並びに2013年7月の会議において)等が合意された。

### (9) 第9回WTOバリ閣僚会議 (2013年12月)

第9回WTO閣僚会議において、関税不賦課のモラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、積極的な作業の継続、WTOの基本原則(非差別性、予見可能性及び透明性を含む)の遵守、開発途上国(とりわけ後発開発途上国)や電子商取引への接続が少ない国に対して特別な配慮をしつつ、電子商取引の適用を進展させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについての調査の継続、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的

レビューを実施すること等が合意された。

## (10) 第10回 WTO ナイロビ閣僚会議 (2015年12月)

第10回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課の

モラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが合意された。電子商取引作業計画の継続と、次回閣僚会議合までに、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施することも合意された。

## コラム 電子商取引のルールの新たな流れ

### 1. はじめに

電子商取引をめぐっては、ルール形成の必要性は各国が共通して認識している。実際に1998年にWTOにおいて電子商取引作業計画が策定されて以降、これまでWTO及びその他のフォーラム(EPA/FTA交渉、OECD、APEC等)において、ルール形成のための議論が継続して行われてきている。

その間、技術の進歩やデータ移動を伴う各種ビジネスの広がりとともに、電子商取引市場はオンラインショッピング等のインターネットを通じた物品販売という、従前想定されていた枠を超えて、各種オンラインサービス、さらにはプラットフォームサービス、クラウド等のインフラサービス、と拡大と変容を続けている。さらに、近年、IoTをはじめ経済社会全般におけるデジタル化の進展により、20年前には想定し得なかった世界を迎えており、国境を越えるデータ流通をさらに促し、デジタル貿易をより活発化させる要請が高まっている。しかしながら、同時に、国境が必ずしも明確ではない電子商取引を、各国の国内法制度で規律することへの限界もあり、どのような形で規律を及ぼすのか、今後も引き続き検討が必要となる。

本コラムでは、電子商取引のルール形成に関連するこれまでの議論を踏まえ、今後の議論へとつながる流れについて検討するとともに、留意すべき視点に着目する。

### 2. WTO 協定上のルール

WTOにおける電子商取引に関する貿易関連問

題の検討は、1998年にWTOの第2回閣僚会議で「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択され、同年、「電子商取引作業計画」が策定されて以降、主に、サービス貿易理事会(GATSに対応)、物品理事会(GATTに対応)、TRIPS委員会(知財)、貿易と開発部会の4組織での検討内容を一般理事会および(その下部に設けられた)電子商取引特別会合に報告する形で議論が継続されてきている。しかし、電子商取引に関するルール形成は、関税不賦課のモラトリアムに関する合意<sup>2</sup>等の成果はあるものの、いまだ完了していない<sup>3</sup>。

長年議論されてきている主要論点の一つとして、電子商取引の概念(定義)、「デジタルコンテンツ」の分類(モノか、サービスか、知的財産権の使用か等)の問題があるが、加盟国間での合意形成にはいたっていない。特にデジタルコンテンツについてはどのように分類するかにより、適用される協定が異なり、無差別待遇(最恵国待遇や内国民待遇)に関する規律が変わりうるため、重要な争点となっている。この点、米国は、競争力の強いソフトウェア産業を背景に、デジタルコンテンツを無差別待遇が一般的に適用される「モノ」に分類する立場をとっているのに対し、EUは文化的保護を要する音響映像産業を念頭に、内国民待遇等の留保ができる「サービス」として分類する立場をとっている。そして、日本は電子商取引の発展のため、「モノ」や「サービス」の分類にとらわれずに、貿易自由化推進の観点からWTOの基本原則である無差別待遇の確保を主張してきている。

<sup>2</sup> 国境を越える電子商取引に関税が賦課されないとする国際的な合意が形成されている。詳細は、本書782ページ参照

<sup>3</sup> WTOでのルール形成をめぐる議論の経緯については本書541-542ページ参照

電子商取引がますます拡大・変容する中、電子商取引に関する市場アクセスや無差別待遇等に関し問題が生じた場合には、当該電子商取引をどう分類し、WTO のいずれの協定を適用して紛争解決をはかるのか、個別案件ごとに検証が必要となってくる<sup>4</sup>。

### 3. WTO 以外のフォーラムでのルール形成への動き

WTO 以外のフォーラムでも、電子商取引に関するルール形成に向けた動きは官民の双方で見られ、民間によるルール形成に向けた提言も活発である。例えば、2016 年 5 月の伊勢志摩サミットに先がけて開催された B 7 東京サミットでは、企業・業界・国境の壁を越えたデータの収集・解析・活用の重要性と、そのための IT インフラ整備の促進に関する提言がなされた。同提言を受け、G 7 伊勢志摩サミットでは、国境を超える情報の自由な流通がグローバルな経済及び開発を促進するとの基本原則や、不当なデータ・ローカライゼーション要求への反対、大量販売用ソフトウェアのソース・コードへのアクセス又はその移転を求める一般的に適用される政策への反対等を盛り込んだ提言「サイバーに関する G 7 の原則と行動」が発出されている。

国際的枠組みにおける電子商取引のルール形成への動きは OECD や APEC 等、その他のフォーラムでも見られる。OECD では、2016 年 6 月にデジタル経済に関する閣僚会合が開催され、情報の自由な流通の支持等を内容とする閣僚宣言が採択されている。また、APEC では将来的な貿易投資課題として「デジタル貿易」がとりあげられており、データの自由な越境移動の確保等事業環境の向上を目指し議論がなされている<sup>5</sup>。また、2003 年豪シンガポール FTA にて電子商取引章が初めて設けられたことを契機に、EPA/FTA にお

いても電子商取引に関する規律を設ける動きが主流となっている<sup>6</sup>。

さらに、TPP 協定においても電子商取引章が設けられ、関税不賦課の恒久化やデジタル・プロダクトの無差別待遇を含む、電子商取引に関する包括的かつ高いレベルの規定が合意された。主要な規律として、(1) 情報の電子的手段による国境を越える移転 (14.11 条)、(2) コンピュータ関連設備の設置 (14.13 条)、(3) ソース・コード (14.17 条) 等が規定されている<sup>7</sup>。

(1) 情報の電子的手段による国境を越える移転条は、情報流通の促進をはかることを目的としており、電子商取引事業の展開の基盤となる、国境を越える情報の移転を不当な阻害を抑制する意義を有する。その際、公共政策の正当な目的を達成するための措置の採用、または、維持を妨げてはいない。

(2) コンピュータ関連設備の設置条は、締約国が、自国での事業遂行の条件として、自国領域内にコンピュータ関連設備を利用、または、設置を要求することを禁止する。その際、公共政策の正当な目的を達成するための措置の採用、または、維持を妨げてはいない。

(3) ソース・コード条は、企業にとって機密情報にあたるソース・コードについて、締約国がソース・コードの移転またはアクセスを要求することを原則として禁止している。

### 4. MC10 と今後の WTO での電子商取引のルール形成

電子商取引に関しては、第 10 回 WTO ナイロビ閣僚会議 (2015 年 12 月) にて電子商取引作業計画の継続と進捗状況の定期的なレビュー等が決定された。同会議で日本は、「世界経済の構造変化や技術革新の急速な進展がある中で、電子商取引等新しい時代に即したルール作りを取り組

<sup>4</sup> 例えば、電子商取引における電子決済に係る紛争事例においては、電子決済サービスとして GATS が適用され、GATS の約束表記載のいずれのサービス分類に該当するかが問題となった事例がある (DS413 中国-電子決済サービスに関する規制)。

<sup>5</sup> 本書 784 ページ参照

<sup>6</sup> EPA、FTA における電子商取引に関するルール作りの流れについては本書 781-799 ページ参照。なお、法的な拘束力はないものの、EPA/FTA の電子商取引章と電気通信サービス章に規定されている約束内容を一般化し、「国際通商交渉を通じて理念を第三国に広めること」を狙いとした情報通信技術 (ICT) サービス通商原則も策定されている。同原則についての詳細は本書 545 ページ参照

<sup>7</sup> TPP の電子商取引章に関する議論を踏まえ、サーバー設置要求やソース・コード開示要求の禁止については、日モンゴル EPA (2015 年 2 月署名) で最初に導入されている。日モンゴル EPA については本書 791 ページ参照

むべきである。」と述べ、今後も積極的にルール形成の議論に参加する姿勢を示している。

その後、2016年7月以降、各国からWTOに提出された電子商取引作業計画における提案からは、各国が重視している事項を読み取ることができる。

日本<sup>8</sup>や米国<sup>9</sup>は、TPP協定にも組み込まれた上述の電子商取引に関する3つの主要規律(情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コード)を議論すべき論点に含め、デジタル貿易、デジタル経済化の進展を見据えた提案をおこなっている。

他方、EU<sup>10</sup>は、カナダ等と共に、電子商取引に関連する貿易問題について、各論点を規制枠組み、自由市場(open markets)、電子商取引の発展に資するイニシアチブ、複数国間貿易シス

テムの透明性強化、に分類し、論点をマッピング化して示している。

また、中国<sup>11</sup>は、加盟国間で合意しやすい部分から議論を開始すべきとして、モノの貿易の円滑化に関連した電子商取引を主軸に置き、インターネットを通じた国際取引の普及・拡充及びこれに関連する支払・決済システムの拡充、インフラ整備に関連するルール作りにもまず焦点をあてることを提案している。

これまでWTOにおける議論は大きな成果を得られていない状態であったが、各国による論点整理をもとに、分野横断的な取り組みの必要性を再認識し、各フォーラムでの議論も取り入れながら、WTOにおいても電子商取引の活発化のための基盤たりうるルール形成を進めていくことが期待される。



## 情報通信技術 (ICT) サービス通商原則

「米EU・ICT サービス通商原則」(2011年4月4日公表、2011年7月にWTOサービス貿易理事会で共有(S/C/W/338))は、米国通商代表部が欧州委員会との間で合意した初めてのICTサービス通商原則である。他の国々との協力の下、ICTネットワークとサービスの世界的な発展を支援し、サービス・プロバイダが対等な立場で相手国の同業者との競争を可能にすることを目的としている。

「日米ICTサービス通商原則」(2012年1月27日公表)は、「日米経済調和対話」の枠組みにおいて策定された。規制の透明性の確保、ICTサービスにおける貿易の促進に係る考え方を共有し、共同して他国にその内容を働きかけることを目的としている。米EUに2項目が追加され、12項目から構成されている。

両原則の内容を、比較すると(図表II-21-

1参照)、共通する10項目については、ほぼ差異は見当たらないものの、米EUの前文では、文化多様性の向上に向けた公的基金や助成を原則の例外として明示していることから文化多様性を重視する姿勢が強く反映されている。

ICTサービス通商原則やEPA/FTA(電子商取引章)の策定に当たっては、各国が採用する個人情報保護やプライバシー保護の政策が、「境越情報流通」「現地基盤、拠点」と対立することが予想される。

国境を越えた自由な情報流通を確保すべきとの考え方は、個人情報保護の措置が不十分な国への個人情報の移動を制限して、自国民のプライバシー保護レベルを確保する政策とは相容れない。同様に、現地基盤設置要求の禁止は、自国民の個人情報が外国へ持ち出されないようにするために、個人情報を取り扱う事業者に対し

<sup>8</sup> 2016年7月21日提出「Work Programme on Electronic Commerce, Non-Paper from Japan」(JOB/GC/100)

<sup>9</sup> 2016年7月4日提出「Work Programme on Electronic Commerce, Non-Paper from the United States」(JOB/GC/94)

<sup>10</sup> 2016年8月1日提出「Work Programme on Electronic Commerce, Trade Policy, the WTO, and the Digital Economy」(JOB/GC/Rev.3) EU、カナダ、チリ、コロンビア、コートジボワール、韓国、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、シンガポールおよびトルコが提出した。

<sup>11</sup> 2016年11月16日提出「Work Programme on Electronic Commerce, Aiming at the 11<sup>th</sup> Ministerial Conference」(JOB/GC/110/Rev.1) 中国およびパキスタンからのコミュニケーションとして提出された。

て自国内にデータセンターを設置するよう要請するプライバシー保護政策の採用を困難にする。

ICT サービス通商原則は、前文においてプライバシー等を保護する政策や立法を対象外としているが、原則に明記された項目との間でどのようにバランスをとるかは明確ではない。個人情報の人権と捉え法律で保護する欧州は、1995年に EU データ保護指令を採択し、十分な保護レベルを持たない第三国への個人情報移転を制限しており、個人情報保護を消費者保護の一環として対応する米国の間で、その最適なバランスの見解は大きく異なっている。統一的な個人情報保護法を持たない米国へのデータ移転が制限されることから、米国 EU は 2000 年に、米欧間のデータ移転を認める「セーフハーバー協定」に合意し、欧州市民の個人情報の米国への移転を

行ってきた。しかしながら、スノーデン事件を契機に米国政府による個人情報の大規模監視を問題視する訴えが起こされ、セーフハーバー協定の合法性が問われることとなった。2015 年 10 月、欧州司法裁判所より、「セーフハーバー協定」を無効とする判決がなされたことから、欧米政府間でセーフハーバー協定の見直しに向けた協議が加速し、2016 年 2 月には、米国企業の個人情報保護義務の強化、米国政府が情報にアクセスする際の必要性要件と手続きの明確化等を盛り込んだ新たな情報移転の枠組みである「プライバシーシールド」が合意された。EU 以外でも、ロシアや中国で国内のサーバにデータを保管する規制の導入が広がっており、グローバルな情報流通の拡大に伴い、通商交渉における重要なテーマとなりつつある。

<図表II - 補3 - 1> ICTサービス通商原則の比較

		日米ICTサービス通商原則	米EU・ICTサービス通商原則
発表		2012年1月27日	2011年4月4日
前文	趣旨	米EUと同内容。	両国間の経済関係や第三国との貿易交渉において本原則の実施を推進する。
	例外	WTOにおける政府の権利/義務やGATSの例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、医療情報を含むプライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。	WTOにおける政府の権利/義務やGATSの例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、プライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護、文化多様性の向上（公的基金や支援を含む）のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。
	運用	本原則の実施と利用について議論し適宜改良や拡大をする見地から1年ごとに見直し。	本原則の実施と利用について議論し適宜改良や拡大をする見地から半年ごとに見直し。
条文	透明性	米EUと同内容。（1条）	法令や政策決定の透明性向上。法令や手続を公表し、パブリックコメントに付する。（1条）
	越境情報流通	米EUと同内容。（2条）	国境を越える自由な情報流通の確保。サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセ



	日米ICTサービス通商原則	米EU・ICTサービス通商原則
		スできることを確保する。(3条)
ネットワークのアクセスと利用	米EUの内容に加えて、インターネットアクセス提供者は、合法的なネットワークトラフィックを伝送する際に、不当な差別的取扱いをしないよう努める。(3条)	情報のアクセスやサービスの利用等において、消費者の選択の自由を促進。国際的で技術中立的な基礎に基づくインターネット上で、業者が提供可能なサービスの供給を妨げない。(2条)
相互接続	米EUと同内容。(4条)	国内の電気通信事業者が、国内で他国の電気通信事業者と相互接続を行うことと、GATS参照文書に従い、非差別的な料金で主要なサービス提供者と相互接続を行うことを確保。(9条)
ネットワーク構成要素の細分化	政府は、細分化(アンバンドル)されたネットワーク構成要素を合理的で透明な条件と料金で提供することについて、主要なサービス提供者に対し要求する権限を有する。(5条)	条文なし。
現地の基盤、拠点	米EUとほぼ同内容。(6条)	ICTサービス業者(クラウドサービス事業者等)に、データセンター等の基盤や子会社等の拠点を国内に設置することを義務付けない。(4条)
外国所有	米EUと同内容。(7条)	ICTサービス分野に外国資本は制限なく参加できる。(5条)
電波のスペクトルの利用	米EUとほぼ同内容(8条)	効果的かつ効率的な電波監理により、電波の利用可能性及び利用の最大化を図る。オークションを含む公平で市場志向的な手法で商業目的の帯域割当を行う。(6条)
デジタル・プロダクト	デジタル・プロダクトについて、制作された場所や著作者の国籍に基づいた差別的取扱いをしない。(9条)	条文なし。
規制当局	米EUと同内容。(10条)	全てのサービス提供者から独立した規制当局を設け、決定及び手続を公平に行う。(7条)
許可と免許	米EUと同内容。(11条)	電気通信サービスの許可及び免許は簡単な申請で交布されるものとし、サービス提供の条件に法人の設立を求めない。免許数制限は周波数割当等の特定の規制課題目的に限る。(8条)

日米ICTサービス通商原則		米EU・ICTサービス通商原則
協力	米EUと同内容。(12条)	デジタル・リテラシーの世界的な向上と、デジタル・ディバイド縮減のため協力する。(10条)